

**飯塚市立小・中学校等における新型コロナウイルス
感染症対策マニュアル**

飯塚市教育委員会

令和２年８月

飯塚市立小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

目 次

はじめに	1
1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	4
(1) 児童生徒への指導	4
(2) 基本的な感染症対策の実施	4
① 感染源を絶つこと	4
② 感染経路を絶つこと	6
③ 抵抗力を高めること	9
(3) 集団感染リスクへの対応	9
① 「密閉」の回避（換気の徹底）	9
② 「密集」の回避（身体的距離の確保、人の密度を下げる）	9
③ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	11
(4) 児童生徒の出席停止等、教職員のサービスの取扱い	12
① 児童生徒の出席停止等の取扱い	12
② 教職員のサービスの取扱	12
(5) 教職員の感染症対策	13
2 感染が判明した場合における対応について	14
(1) 嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、学校医等との連携	14
(2) 学校において感染者等が発生した場合の対応について	15
① 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合	15
② 学校内で体調不良者が発生した場合	15
③ 感染者等に対する偏見や差別への対応	15
(3) 臨時休業の判断について	16
① 一般的な流れ	16
② 感染者が発生した後の学校の消毒及び再開について	17
③ 保護者への周知	18
④ 学校内の消毒	19

⑤ 学校内で感染者が発生した場合の休業を判断する目安.....	19
⑥ 児童生徒の学びの保障.....	19
3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について.....	20
（1）各教科等について	20
（2）給食について	21
（3）清掃活動について	22
（4）図書室の利用について.....	22
（5）休み時間について	22
（6）部活動について.....	23
（7）登下校について.....	24
（8）学校行事について	24
4 修学旅行について.....	25
5 その他.....	25

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。学校においても、地域ごとの行動基準を踏まえ、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが必要です。

本マニュアルについては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 6. 16Ver. 2～2020. 8. 6Ver. 3）」等を踏まえ、学校の衛生管理に関する具体的な事項について各学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いします。

飯塚市教育委員会

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル 3	できるだけ 2m 程度（最低 1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル 2	できるだけ 2m 程度（最低 1m）	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

レベル 3 からレベル 2 に移行することを想定しており、レベル 1 からレベル 2 に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

「レベル 3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近 1 週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル 2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル 1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル 2 にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 児童生徒への指導

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目の届かない所での児童生徒の行動が大きな感染リスクとなります。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要である。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。



【清潔なハンカチ・ティッシュ】



【マスク】

(2) 基本的な感染症対策の実施

① 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要となる。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底する。

ア 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底する。(レベル2, 3の地域では、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校させないようにする。

各レベルにおける発熱等の風邪症状がある場合の登校について

レベル1	レベル2	レベル3
・児童生徒も教職員も、自宅で休養する。	・児童生徒も教職員も、自宅で休養する。 ・同居の家族に風邪症状がみられる場合も同様とする。	・児童生徒も教職員も、自宅で休養する。 ・同居の家族に風邪症状がみられる場合も同様とする。

※ この場合、学校保健安全法(第19条)の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引きの日数」として記録することとする。

イ 登校時の健康状態の把握

登校時には、児童生徒等の家庭での検温結果及び、健康状態を把握する。健康状態の把握には、「健康観察表」などを活用する。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時に教職員がサーマルカメラを活用した検温及び、健康観察等を行う。

各レベルの対応は以下のとおりとする。

各レベルにおける登校時の健康状態の把握について

レベル 1	レベル 2	レベル 3
・登校時に児童生徒等の健康状態の把握を行う。 ※健康チェックカードの点検回収等 ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時に、教職員がサーマルカメラ等を用いて、校舎に入る前に検温及び健康観察を行う。	・登校時に児童生徒等の健康状態の把握を行う。 ※健康チェックカードの点検回収等 ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時に、教職員がサーマルカメラ等を用いて、校舎に入る前に検温及び健康観察を行う。 ・児童生徒本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認する。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族も含む）の把握を、校舎に入る前に行う。	・登校時に児童生徒等の健康状態の把握を行う。 ※健康チェックカードの点検回収等 ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時に、教職員がサーマルカメラ等を用いて、校舎に入る前に検温及び健康観察を行う。 ・児童生徒本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認する。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族も含む）の把握を、校舎に入る前に行う。

ウ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をとること。その際、低学年の児童等について、安全に帰宅できるよう保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもあるが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けるよう別室で待機させるなどの配慮を行う。

なお、保健室については、外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等と接触することがないようにする。

② 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染や接触感染で感染する。教室などの閉鎖空間において、近距離の人と会話するときには、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるため、手洗い、咳エチケット、清掃・消毒を徹底する。

飛沫感染…感染者の咳やくしゃみと一緒に放出されたウイルスを、他の方が口や鼻から吸い込むことで感染する。

接触感染…感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で回りのものに触れるとウイルスが付着する。他の方がそれに触れると手にウイルスが付着し感染する。



ア 手洗い

接触感染の仕組みについて、児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導する。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



【手洗いの具体例】

イ 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ・袖、肘の内側などを使って、口や鼻を抑えること。



【咳エチケットの具体例】

ウ 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、「ア）普段の清掃・消毒のポイント（P8）」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにすること。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えられる。また、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられる。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用や業務委託を行うことによって、各学校における教員の負担（軽減）を図ることが重要である。

学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「ア）普段の清掃・消毒のポイント」を参考とし

つ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要である。

ア) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は必要ない。ただし、衛生環境を良好に保つ観点から、多くの児童生徒が触れた机、椅子については、消毒液等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）については、1日に1回、次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水等を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤等を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

イ) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、健康影響のおそれがあることから行わないこと。
（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

※清掃、消毒については、このマニュアルを基本とするが、児童生徒の状況に応じて、これまで行ってきた方法で消毒、清掃を実施することも重要である。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけることを指導する。



【抵抗力を高めるための具体例】

(3) 集団感染リスクへの対応

① 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにする。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談すること。

ア 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。

イ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は、感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。大型扇風機の活用等も有効である。

ウ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を巡回しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。また、室温が上昇し児童生徒に熱中症の恐れがあるときは、一時的に換気を中断して室温の上昇を防止します。この場合にも、30 分以 1 回程度、数分間の換気が必要である。

② 「密集」の回避（身体的距離の確保、人の密度を下げる）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）空けることを推奨している。学校は「3 つの密」となりやすい場所であるため、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域におい

では、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、飯塚市がレベル3及びレベル2になった場合、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要がある。

レベル1の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努めること。

ア レベル2, 3になった場合

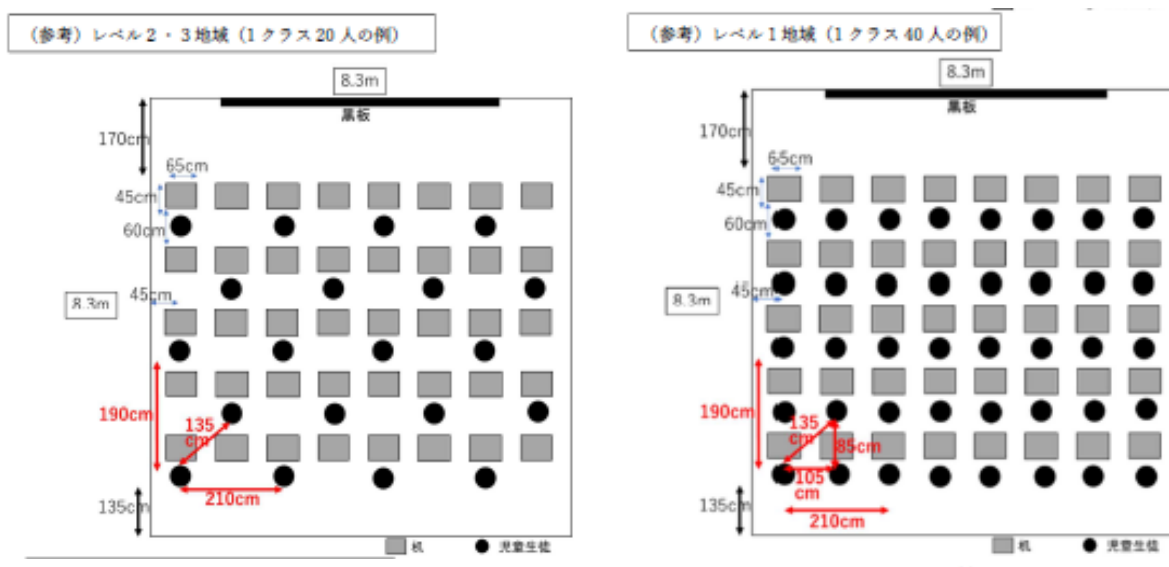
児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置を取る。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。

イ レベル1の場合

児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取る。

なお、以下の図は、座席配置の一例である。これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能である。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する。



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16Ver.2)より

③ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

ア 学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。ただし、次のような場合は、マスクを着用する必要はない。

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・ 気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すように指導する。
- ・ マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- ・ マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応するように指導する。
- ・ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

※ 学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）より

イ 登下校中、十分な距離（2 m）を確保できる場合、マスクを外しても構わない。※ 環境省、厚生労働省 令和2年度の熱中症予防行動から

ウ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。

運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや、熱中症になるリスクが高まるため、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを下げるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど対策を講じること。

※ 配慮事項等については、（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日）を参照。

(4) 児童生徒の出席停止等、教職員のサービスの取扱い

① 児童生徒の出席停止等の取扱い

指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの。	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・レベル2や3の地域において、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者
	非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合。 ・感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等について、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。

② 教職員のサービスの取扱い

○ 新型コロナウイルス感染症に係る職員のサービスの取扱いについて

	正規職員	臨時職員 会計年度任用職員	非常勤職員
職員が新型コロナウイルス感染症の症状が見られる場合	特別休暇 (出勤困難休暇)	特別休暇 (出勤困難休暇)	特別休暇 (出勤困難休暇)
職員に症状はないが、新型コロナウイルスの感染が疑われる同居親族や同僚職員等と接触した場合	職務専念 義務免除	職務専念 義務免除	
新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（保育施設や幼稚園の臨時休業等）により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（4月13日変更）	特別休暇 (出勤困難休暇)	特別休暇 (出勤困難休暇)	
職員が新型コロナウイルス感染症を検査法第34条の感染症の種類として指定する等の政令第3条において準用する検査法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	特別休暇 (交通遮断休暇)	特別休暇 (交通遮断休暇)	特別休暇 (交通遮断休暇)
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条によって準用される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	特別休暇 (交通遮断休暇)	特別休暇 (交通遮断休暇)	特別休暇 (交通遮断休暇)

4月24日「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について(通知)」(福岡県教育庁教育総務部教職員課長)より

（５）教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「（２）基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。

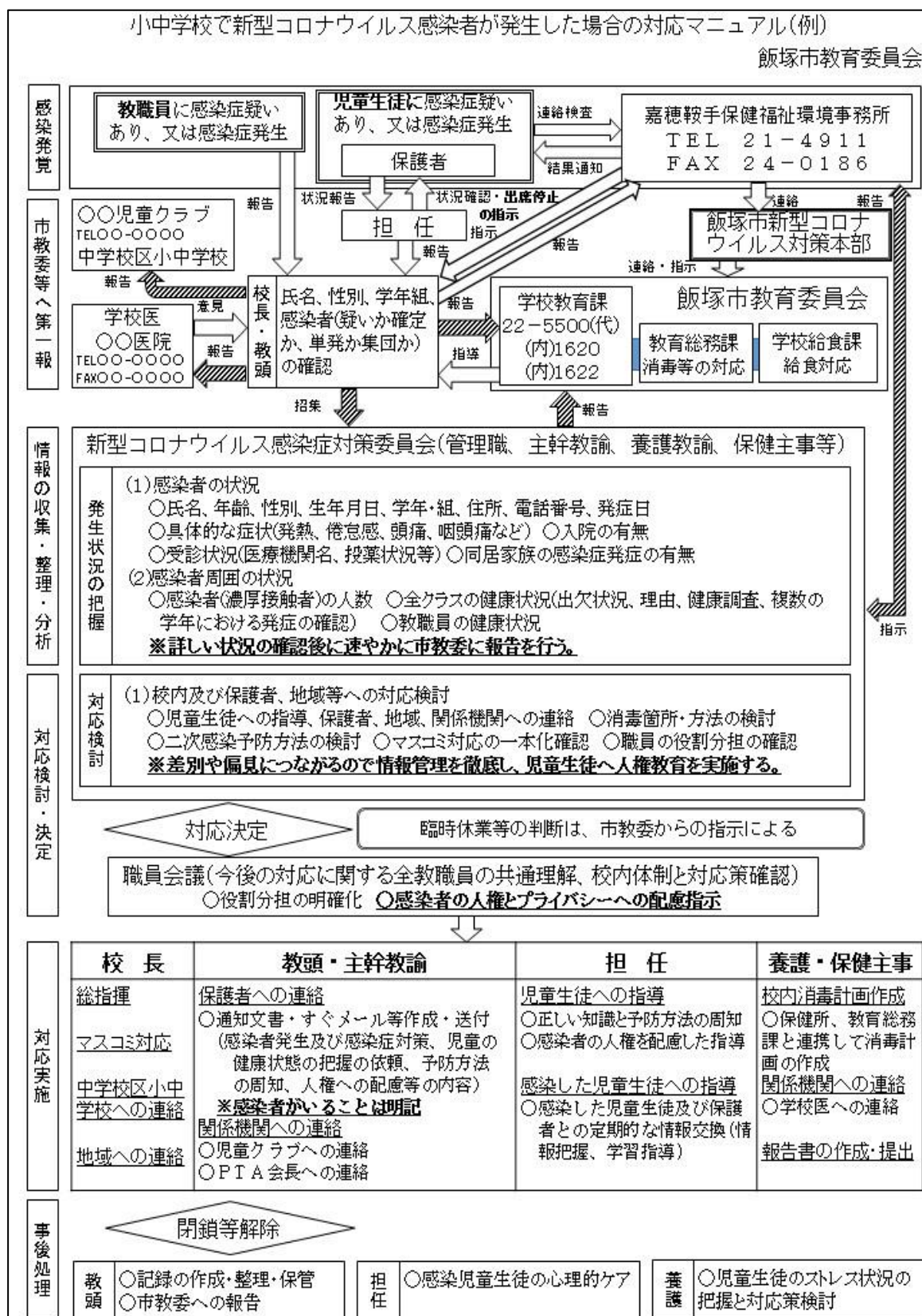
また、教職員については、休みをとりやすい環境を作ることも重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる場合も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状態等の情報共有を日ごろから行うことや教職員が出勤できなくなった場合の指導体制の校務分掌について検討を進めるなどの工夫も有効である。

さらに、教職員本人が濃厚接触者となったり、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規定等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障について（通知）」（２）文科初等第１５４号令和２年４月２１日付け文部科学省初等中等教育局長通知）の３（２）を参照すること。

職員室等における勤務については、感染レベルに応じて対応する。可能な限り他者との間隔を確保（概ね１～２メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられる。職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられる。

2 感染が判明した場合における対応について

(1) 嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、学校医等との連携



(2) 学校において感染者等が発生した場合の対応について

感染者等が発生した場合に備えて、学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要である。基本的事項として、児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へ連絡するよう、保護者へ周知しておくこと。その際、個人情報の取扱いには十分留意すること。

① 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合は、保健所の指示に従い、学校の全部または一部の休業を実施する（学校保健安全法第20条）。なお、これらについては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況等において総合的に判断する。

② 学校内で体調不良者が発生した場合

学校内で発熱等かぜ症状がみられる場合や体調がすぐれない場合には、速やかに保護者に連絡し、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導する。その際、他の児童がいない別室で待機させる等、保護者に引き渡すまで他者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する。

保健室については、外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱やかぜ症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないように工夫する。

③ 感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。

新型コロナウイルス感染症の発生状況は刻々と変化しており、誰しにも感染の可能性がある。差別や偏見につながるような言動に対し、断じて許されないという態度で対応を行う。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

児童生徒や保護者、教職員から連絡があった場合、個人情報の管理を徹底するとともに、いたずらに感染者が特定されることのないように十分配慮する。

(3) 臨時休業の判断について

① 一般的な流れ

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、教育委員会は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数、・範囲で臨時休業を実施する。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、臨時休業としない場合もあり得る。

現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的である。

<資料>

飯塚市立学校児童・生徒のPCR検査受検後の動き（想定）

学校教育課

1 結果判明（陰性の場合）

○月○日○曜日

※ 陰性の場合、1週間程度自宅待機になると思われる。
・学校から報告書提出。

2 陽性が判明した場合の対応

学校から飯塚市教育委員会に陽性判明の連絡

(1) 保健所から該当校の校長に陽性判明の連絡（保健所が学校で聞き取り調査を行う旨を連絡する）

(2) 保健所が該当校を訪問・聞き取り（※学校教育課同行）

① 主な聞き取りの内容

○ 該当児童の行動状況

- ・図面で学級の位置を説明
- ・座席表で学級の位置を説明

○ 学級の児童生徒数

- ・全学級の児童数一覧表で説明する。

○ 教職員について

※濃厚接触者の定義

- ・両者ともにマスクをしていない状況
- ・15分以上、1m以内の距離で話をした状況

(4) 保健所からの指導助言のもと、学校長と市教委で今後の対応を協議

① 校長と協議して出停、臨時休業の判断 ※保健所からの指導あり

② 児童クラブへ連絡

③ 保護者向けに臨時休業等の文書発出

（児童が在校中の場合は、紙媒体とすぐメール、下校済の場合は、すぐメール発出）

※ 公表してよい情報はどこまでか。

(5) 校内の消毒

(6) 電話等問合せへの対応

① 結果判明以前、保護者への連絡以前

「情報がないので答えられません。」

② 結果判明後

「県や市が提供する情報と同様です。それ以外は、一切お答えできません。」

※ 「濃厚接触者」とは、1メートル以内で15分以上の会話をした相手を指す。ただし、マスクをしていれば該当しない。1メートル以上離れていれば濃厚接触者とはならないということが、国立感染症研究所感染症疫学センターで定義されている。

② 感染者が発生した後の学校の消毒及び再開について

- 例 1) 感染者判明の翌日から 3 日間の臨時休業を実施。その間、濃厚接触者の特定及び PCR 検査を実施し全員が陰性であった場合、4 日目から学校再開。
- 例 2) 感染者判明後、翌日 1 日間の臨時休業を実施。濃厚接触者の PCR 検査が全て陰性であった場合、その翌日、2 日目から学校再開。
- 例 3) 感染者判明後、保健所が疫学的に学校内に濃厚接触者はなしと判断した場合、臨時休業は行わず、必要箇所の消毒のみを実施。
- 例 4) 感染者判明後、濃厚接触者の特定及び PCR 検査において、さらに感染者が発生した場合、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校全体、学年単位、学級単位の臨時休業を保健所の調査、指示に基づき判断する。

※ この期間は最短であり、消毒及び学校再開の日程については、いずれも保健所に指示を受けながら、協議の上決定する。

※ 教職員に感染した場合等については、上記を基本とするが、学校運営が可能な体制が整うまでの間は、休業を延長する場合がある。

※ 感染者が出ていない学校の臨時休業については、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の経済活動を一律的に自粛することがある。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合がある。その際、教育委員会は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断する。

レベル 2，3 の地域では、このように、地域の生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル 1 及びレベル 2 の地域においては基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられる。

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ ver3 より

③ 保護者への周知

学校内で感染者が見られた場合、保健所と教育委員会の指導助言のもと、速やかに保護者に臨時休業となる旨を連絡すること。

<すぐメール 第一報文例>

〇〇学校の児童（生徒）が新型コロナウイルス感染症に罹患したことについて

本校児童（生徒）が、本日のPCR検査結果で新型コロナウイルス感染症に罹患（陽性反応）していることが判明しました。

つきましては、現時点で、保護者の皆様にお伝えできることを以下にまとめております。

今回、罹患が判明した児童（生徒）の行動歴は、現在保健所が調査中です。接触が疑われる方々に対しては、保健所より連絡があります。その際は、保健所の指示に従ってください。

なお、〇月〇日（〇）から学校を閉鎖するため、当面の間、教職員が不在となります。この間、お子様の体調が優れない等の相談がございましたら、下記の教育委員会学校教育課までご連絡ください。

学校の業務再開等のめどが立ちましたら、改めてご連絡します。

また、放課後児童クラブについても閉所となります。放課後児童クラブに関する問合せについても、下記の事務局までお願いします。

【学校の閉鎖】

〇月〇日（〇）～当面の間閉鎖

【今後の連絡体制について】

今後の連絡は、すぐメールにて行います。

また、すぐメール未加入のご家庭につきましては、電話で連絡いたします。

【緊急連絡先】

飯塚市教育委員会学校教育課 22-5500

飯塚市教育委員会

当該校校長

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

<すぐメール 第二報文例>

保護者の皆様にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患した本校児童（生徒）の「濃厚接触者」及び「要健康観察者」に該当する方への、保健所からの連絡が終了したとのことです。連絡がない場合は「濃厚接触者」及び「要健康観察者」ではないということになりますが、引き続きマスクや手洗い、毎日の検温など家庭での健康観察をお願いします。

なお、学校の業務再開のめどが立ちましたら、改めて連絡させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

飯塚市教育委員会

当該校校長

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

<すぐメール 第三報文例>

保護者の皆様にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患した本校児童・生徒の「濃厚接触者」に該当する方への、PCR検査が全て終了し、保健所から学校再開の許可が出ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後も引き続き、お子様の朝の検温、マスクの着用等にご協力いただきますようお願いいたします。

【学校再開日】

〇 令和 年 月 日（ ）から再開

※ 登校時間は、通常どおりです。

※ マスクの着用につきましては、熱中症等への配慮をお願いします。

飯塚市教育委員会

当該校校長

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

④ 学校内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。

なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止するなどの処置も考えられる。

⑤ 学校内で感染者が発生した場合の休業を判断する目安

ア 学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なる。

イ 接触者の多寡

上記ア）と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まる。

ウ 地域における感染拡大の状況

一般的には、地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。しかしながら、臨時休業を判断する場合には、地域の状況や保護者の意向を踏まえ、慎重に判断する必要がある。

⑥ 児童生徒の学びの保障

ア 分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行う。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

(1) 各教科等について

- ① 各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気を徹底し、共通の教材、教具などを適切に消毒するとともに、共通の教材、教具、情報機器などを触る前後の手洗いを徹底する。
- ② 各教科等の学習においては、グループ学習等の近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、基本的にはマスクを着用する。
- ③ 各教科等の学習においては、感染症対策を講じていただいた上で、新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。
- ④ 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、マスクを外すよう指導する。
- ⑤ マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保ち、近距離での会話を控えるように指導する。
- ⑥ 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど令和2年5月21日付通知「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照する。

教科	配 慮 事 項
理科	・児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察では、密集しないようにする。
音楽科	・歌唱の際は十分な間隔をとり、人がいる方向に口が向かないようにする。 ・合唱指導において歌唱が必要な場合は、近づきすぎないように注意する。 ・口に触れる楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）の演奏については楽器を置く場所や使用後の手入れについて配慮する。
技術・家庭科	・年間指導計画を入れ替えるなどの工夫をし、当面の間、調理実習は見合わせる。実施する場合は、用具の衛生面や食材の購入などに十分注意する。 ・調理の際の服装や手洗いなどの衛生面にも十分注意する。また、健康観察を徹底し、体調がすぐれない者は参加しない。喫食については給食の事項に則る。 ・「幼児の生活と家族」において、幼児と実際に触れ合ったりすることが難しい場合は、視聴覚教材を利用したり、ロールプレイングをしたりする活動が考えられる。

保健・ 体育科	・運動不足となっている児童生徒が多いことを考慮して、開始時の準備運動を十分に行う。 ・密集せずに距離をとって行うことができる、個人や少人数の運動を工夫する。密集する運動や身体との接触が多い運動は、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。 ・可能な限り屋外で授業を実施したり、集合・整列の場面を避けたりするなどの工夫をする。 ・大声での応援・ハイタッチ・握手を控える。多数の者が触れるボールの使用時は目・鼻・口は触らない。手洗いを徹底する。 ・用具の衛生について使用前後に消毒等で配慮することに努める。 ・更衣については、密集を避け、カーテン等を活用の上、換気を行う。
図工・ 美術	・児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動では、対面を避け、密集しないようにする。
グループ 活動	・話し合い等のグループ活動が必要な場面を厳選し、密集状態で長時間活動を行うことがないようにする。

(2) 給食について

給食時間については、以下の①～⑨の留意事項に従って対応する。

- ① 給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の体調不良の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が適切であるかを毎回給食当番健康観察表にてチェックし、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ② 配膳に関わった給食当番の児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、名前を把握しておく。
- ③ 給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じ白衣・エプロン等を複数の児童生徒で共用しない。
- ④ 児童生徒及び教職員が、石けんと流水を用いた手洗いを実施後に配膳を行うこと。
- ⑤ 配膳にあたっては、全員マスク着用とし、飛沫感染を防ぐために、会話は控えるよう指導する。また、可能な限り密集を避け、フィジカルディスタンスを意識した指導を行うことが望ましい。
- ⑥ 喫食にあたっては、飛沫感染を防ぐため、机を向かい合わせにしない

ようにするとともに、大声での会話を控えるよう指導する。また、児童生徒等の間隔を離すなどの工夫をする。

- ⑦ 食後の片付けにおいては、他の人が触れた食器やスプーン、ストロー、カップ等の扱いに注意し、できる限り直接触れないようにすること、片付け後も手洗いをする（特に給食当番）ことを指導する。
- ⑧ ランチルームや食堂を使用して喫食している学校については、児童生徒が密集しないように工夫する。
- ⑨ 給食当番で使用した白衣・エプロン等は、当番の担当期間が終了したら洗濯をする。

（３）清掃活動について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、以下の①～②の留意事項に従って対応する。

- ① 清掃活動は、換気のよい状況で、マスクをした上で行うよう指導する。
- ② 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うように指導する。

（４）図書室の利用について

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。よって、図書館利用に関しては、以下の①～②の留意事項に従って対応する。

- ① 図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底する。
- ② 児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持するよう取り組む。

※ なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和２年５月１４日策定・６月３０日更新）を参考にすること。

（５）休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動については、以下の①～③の留意事項に従って対応する。

- ① 休み時間中は、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分に理解させる指導をする。

- ② 会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。
- ③ なお、教職員の目が届かない所であることから、熱中症などその他のリスクが懸念される場合は、児童生徒が自己の判断によりマスクを外し、その際の咳エチケットや他の児童生徒との距離を保つなどの配慮ができるよう指導する。

(6) 部活動について

部活動の実施にあたっては、以下の①～⑪の留意事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等の指導のもと、着実な取組を行う。

- ① 生徒の活動への参加は任意であることをあらためて周知する。
- ② 風邪等の症状がある生徒や教職員は、参加させない。また、熱中症や怪我の予防として、少しでも体調不良等を感じた生徒・教職員は、活動を中止する。
- ③ 練習前後には、生徒の健康観察等を確実にを行い、体調管理に努める。
- ④ 運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに生徒個人の体調を十分確認し、心配な生徒は身体に過度な負担のかかる運動を避けるようにする。
- ⑤ 生徒が密集する活動や、身体接触や近距離での会話や発声の行われる場合、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更する等の工夫をする。
- ⑥ 体育館や教室などの屋内で活動する場合は、ドアを広く開け、換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を実施する。
- ⑦ 使用する用具等については、使用前に消毒するとともに、可能な限り生徒間で不必要な使い回しをしない。
- ⑧ 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、活動時間や休養日に留意し、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。
- ⑨ 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に十分注意する。
- ⑩ 密閉された屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は絶対に避ける。
- ⑪ 屋内で活動する場合は、十分な身体的距離を確保できる少人数による

活動となるよう工夫する。

- ⑫ マスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

（７）登下校について

登下校時には、教員の目が届きづらいことに加えて、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ① 登下校は、校門や昇降口での密集が起こらないよう分散させる。
- ② 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。
- ③ 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導すること。小学生など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。
- ④ スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられる。

- ア 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- イ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ウ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- エ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- オ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

（８）学校行事について

- ① 可能な限り密集を避け、3つの密が重ならないよう校内放送等を活用するなど開催方式を工夫する。
- ② 一堂に会して実施する場合は、参加人数を抑えたり、時間を短縮したりするなど工夫する。
- ③ 実施の場合の方法等は、文部科学省初等中等教育局企画課からの最新の「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」を参考にし、小・中校長会で協議・判断する。

4 修学旅行について

修学旅行における感染症対策については、本マニュアルで述べた感染症対策を参照するとともに、一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（2飯教学教第740号）等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して、それぞれの実情に応じて実施すること。

その際、遠足・集団宿泊的行事を実施するにあたって、上記手引きを参考にすること。

5 その他

本マニュアルにかかわる主な参考資料は、以下のとおりである。

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020. 6. 16 Ver. 2) (文部科学省)
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2020. 6. 16 Ver. 2)別添資料 (文部科学省)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン 令和2年6月5日 (文部科学省)
- 令和2年度熱中症予防行動リーフレット 令和2年5月 (環境省・厚生労働省)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A (文部科学省)
- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (改訂) 令和2年5月25日 (スポーツ庁)
- スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月29日改訂 (公益財団法人日本スポーツ協会)
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020. 6. 16 Ver. 3) (文部科学省)